

本部長指示

令和 2 年 9 月 25 日
新型コロナウイルス対策本部
本部長 市長 若林 洋平

国から感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図ることの一環として、11月
末までのイベント開催制限の考え方が示された。これを受け、本市でも感染防止対策に引き続き全力で取
り組むとともに、市民生活、社会活動、経済活動を持続するため、以下の点に取り組むこと。

- (1) 市主催のイベント等について、
 - ①不特定多数の来場者が予測されるイベントは、引き続き、当面の間、中止又は延期とし、今後の
動向を注視すること
 - ②地域の行事など、主に特定の市民が参加するイベントについては、国が示したイベント開催制限
の考え方を参考とし、これまでに得られた知見等を踏まえて必要な感染防止対策を講じた上で実施
するものとする
- (2) 公共施設については、これまで実施してきた感染防止対策を継続する中で、市民が快適に施設を
利用できることを前提として、利用者の居住要件の見直しを検討すること
- (3) 新型コロナウイルスにより影響を受けた市民生活と市内事業所の経済活動の支援のため、「御殿
場市プレミアム付商品券発行事業」や「御殿場市経済対策助成事業」、「御殿場市あんしんバス旅
行支援事業」、「新型コロナウイルス対策地域公共交通応援事業」などを実施するとともに、市民や
関係者への確実な周知を図ること
- (4) 「新型コロナウイルス対策安全宣言店認定制度」の周知を図り、安全宣言店の拡充を促すとともに、
市内外の来場者が安心して利用できる環境整備に努めること
- (5) 市内で感染者が確認された場合には、個人情報保護に留意しながら、適切な対応と情報発信
に努め、誹謗中傷を起こさない意識づくりと啓発に努めること